

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	特定地下浸透水の浸透制限違反等に係る改善命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第13条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 処分の要件 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）が、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2. 処分の内容 その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）